

# 平成29年度消費税軽減税率相談等窓口事業 第6回セミナー開催!

～税理士/特定行政書士・坂本幹雄氏が「消費税軽減税率により何が変わる?」、  
「グローバル人材の活用と『外国人技能実習制度』の改正点」について講演～

大阪府中小企業団体中央会では2月15日(木)、シティプラザ大阪において「平成29年度消費税軽減税率相談等窓口事業第6回セミナー」を開催いたしました。参加者は45名でした。

まず第1部、講演のテーマは「消費税軽減税率により何が変わる?」、講師は税理士の坂本幹雄氏。

坂本氏は冒頭で、消費税のこれまでの歴史について述べ、その後、平成31年10月1日の消費税率10%引上げと同時に実施される「軽減税率制度」について、実施時期、税率、対象品目や日々の業務で必要となることなどを、レジュメに基づき分かり易く解説されました。また、軽減税率の対象品目の売上げや仕入れがある事業者に対して、平成31年10月1日から平成35年9月30日までに亘り、求められる帳簿及び「区分請求書等」の保存方式、その後、平成35年10月1日より導入される「インボイス制度」について、レジュメに基づき詳細に説明されました。



坂本 幹雄氏

その後、第2部の講演に入り、テーマは「グローバル人材の活用と『外国人技能実習制度』の改正点」、講師は第1部と同じく税理士の坂本幹雄氏。

坂本氏は、まず、「グローバル時代における外国人材の活用」として(1)外国人の雇用状況、(2)海外ビジネスを担う人材の確保、(3)就労可能な外国人(在留資格)の項目につき、様々な図表やグラフを示しながら詳しく説明されました。その後(4)「新たな外国人技能実習制度」について、入国管理局の資料を基に、法律の概要、制度見直しの内容、制度の仕組み、優良な実習実施者及び監理団体の要件等について、分かり易く解説されました。

今回の講演は、来年10月に迫った消費税増税に伴う「軽減税率制度」の導入、また、昨年11月より改正された「外国人技能実習制度」について、税理士、また特定行政書士の立場からポイントを絞った詳細な説明が行われ、参加者にとって大変参考となる内容のものでした。終了後のアンケートにも、「軽減税率制度の内容についてよく理解できました」、「帳簿や請求書の記載方法、また保存についての説明は大変参考になりました」、「外国人技能実習制度の改正の趣旨が良く分かりました」等々の感想が寄せられ、盛況の内に第6回セミナーは終了いたしました。



消費税軽減税率相談等窓口事業につきましては、これまで同様、講習会開催、無料相談窓口、無料専門家派遣について、今年度も大阪府中央会が実施いたします。消費税の軽減税率や転嫁対策につきお困りのことがございましたら、是非、大阪府中央会までご相談いただきますようご案内申し上げます。